



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ⑤⑥ ●
介護保険関係の所得控除

今回は、所得税・住民税の医療費控除の対象となる介護保険サービスや、その他の介護保険に関係のある所得控除についてご紹介します。

介護保険サービスの利用に係る費用



医療費控除対象額

介護保険サービスごとに、医療費控除の対象となる金額が決められており、医療費控除できる金額は、1月から12月までの1年間に支払った医療費が対象です。

対象となるサービスをご利用の場合、費用を支払った際に受け取る領収書に医療費控除対象額が記載されていますのでご確認ください。

サービスの種類（介護予防を含む）		医療費控除の対象となる範囲		
在宅サービス	医療系	①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導	サービス費の自己負担分	
		④通所リハビリテーション	サービス費の自己負担分と食費	
		⑤短期入所療養介護	サービス費の自己負担分と食費、滞在費	
	福祉系	⑥訪問介護（生活援助中心型を除く） ⑦訪問入浴介護 ⑧通所介護・認知症対応型通所介護 ⑨小規模多機能型居宅介護 ⑩短期入所生活介護	サービス費の自己負担分	※①～⑤のサービスと合わせて利用する場合のみ、医療費控除の対象。
		施設サービス	⑪介護老人保健施設 ⑫介護療養型医療施設	サービス費の自己負担分と食費、居住費
⑬介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）			サービス費の自己負担分と食費、居住費のそれぞれ2分の1の額。旧措置入所者は対象外。	

※高額介護サービス費の払い戻しを受けた場合は、払い戻し金額を差し引いた残りの金額が対象。

（⑬は高額介護サービス費の払い戻し金額を差し引いた残りの金額の2分の1）

※交通費は通常必要と認められる分が対象。

※日常生活費、特別なサービス費用、特別な食事・居住費は対象外。

※①～⑤の医療系サービスは支給限度額を超えた自己負担分も対象となるが、⑥～⑩の福祉系サービスは支給限度額を超えた自己負担分は対象外。

◎ **医療費控除 = 医療費控除の対象額 - (10万円または総所得金額等の合計の5%のいずれか少ない額)**

◆ 寝たきりの場合のおむつ代の医療費控除の取り扱い

傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められれば、医療費控除の対象になります。（医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。）また、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定などを受けている人は、黒潮町の交付する「確認書」で代用できます。

要介護認定を受けている方

障害者控除

65歳以上の要介護1～5の認定者で知的障害者・身体障害者に準ずると黒潮町長が認めた場合は、障害者控除の対象となります。障害者控除を受けるためには、障害者控除対象者認定が必要ですので、介護保険係へ申請してください。

介護保険料

社会保険料控除

介護保険料を控除できる金額は、1月から12月までの1年間に納めた金額が対象です。

納め方	社会保険料控除の対象者
特別徴収 (年金から納めている)	被保険者本人のみ
普通徴収 (納付書や口座振替で納めている)	被保険者本人、または本人の代わりに介護保険料を支払った生計を同じくする家族

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を!～

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)

平成23年

黒潮町成人式

成人の日を迎えられる皆さんを心からご祝福します。

◆日時／平成23年1月3日(月)

【受付】12:30～ 【式典】13:30～

【記念行事】14:10～(記念コンサート/出演:大方吹奏楽団)

【閉会・記念撮影】15:00～

◆場所／ふるさと総合センター大ホール(黒潮町入野)

平成2年4月2日から平成3年4月1日生まれで、次のいずれかに該当する方(①町内に住所を有する方、②町内の中学校を卒業した方、③町内の小学校を卒業し、町外の中学校を卒業した方)には、成人式の案内通知をさせていただきます。ご来場、お待ちしております。

○お問い合わせ／教育委員会 生涯学習係 ☎55-3190(直通) FAX55-3850
e-mail : kyoiku@town.kuroshio.lg.jp



カツオシンポジウム2010

このシンポジウムは、将来にわたり日本人とカツオとの「上手な付き合い方」を探るために、カツオ産物の盛んな地域と産・学・官の関係者及びカツオに興味がある人々が集い、情報交換をはじめ、調査・研究及び意見交換を、継続して行う場として開催されます。

「初夏に初カツオ、秋には戻りカツオ」、日本の豊かな自然と食文化を守り、今こそカツオの価値を問い直し、みんなであつむぎ合ひましょう。

【日時】

平成23年1月8日(土)

午前9時から受付開始

【会場】

総合センター2階大ホール



○お問い合わせ

佐賀支所

海洋森林課 水産振興係

☎55-3115(直通)